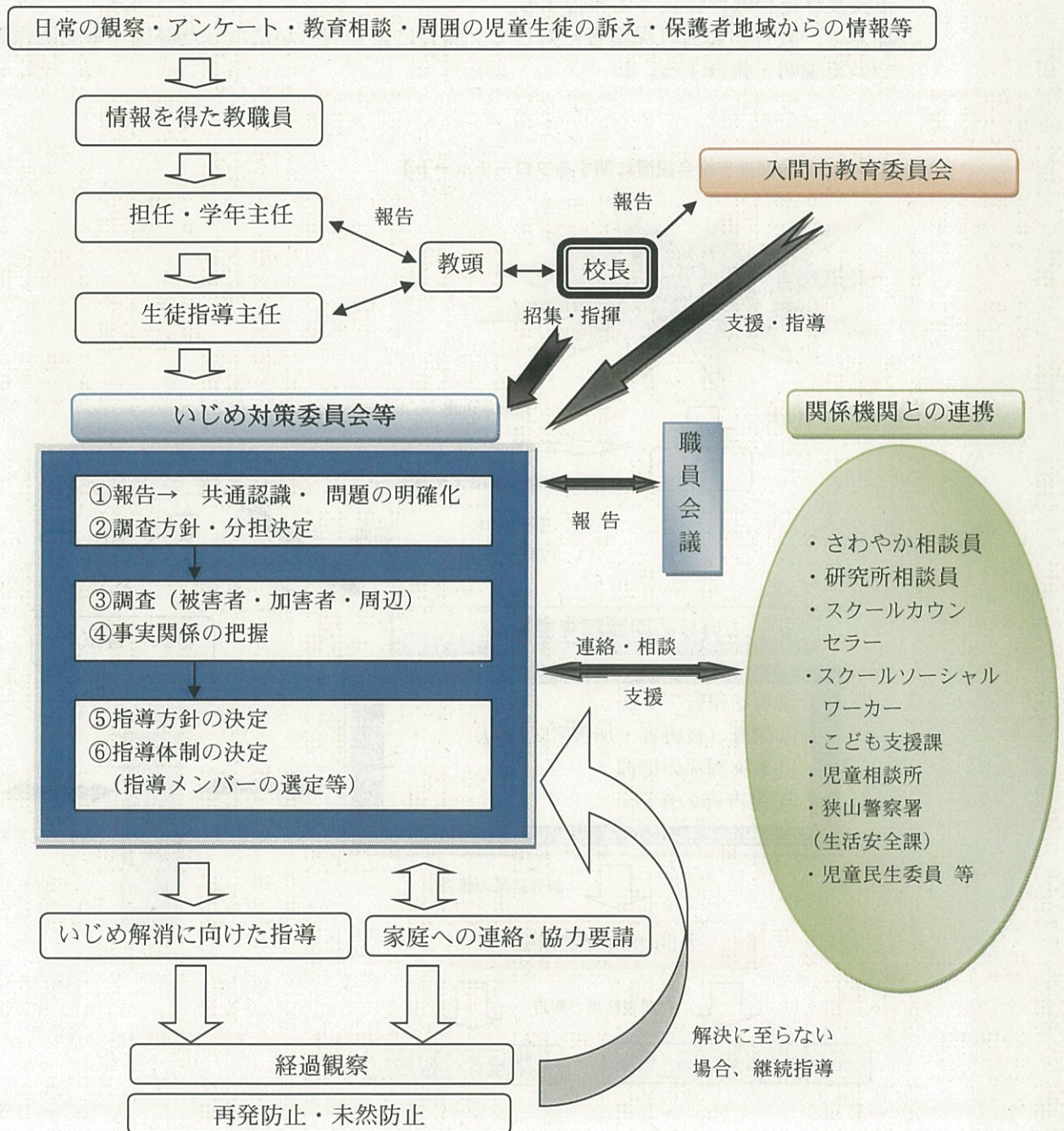


## ■いじめ問題に対する基本的な対応

いじめの発見 ⇒ 情報収集 ⇒ 事実確認 ⇒ 方針決定 ⇒ 対応 ⇒ 解消

- ①いじめの問題が発生した場合、関係職員はその場で適切な処置をとるとともに、情報収集・事実確認を行い、教頭に報告する。
- ②教頭は校長に報告する。
- ③校長は教育委員会に報告し、必要に応じて「いじめ対策委員会」等を開催する。
- ④学校は、教育委員会及び関係機関と連携を図り、いじめ解消に向けた指導を行う。

### 【いじめ問題に対応する基本的なフローチャート】

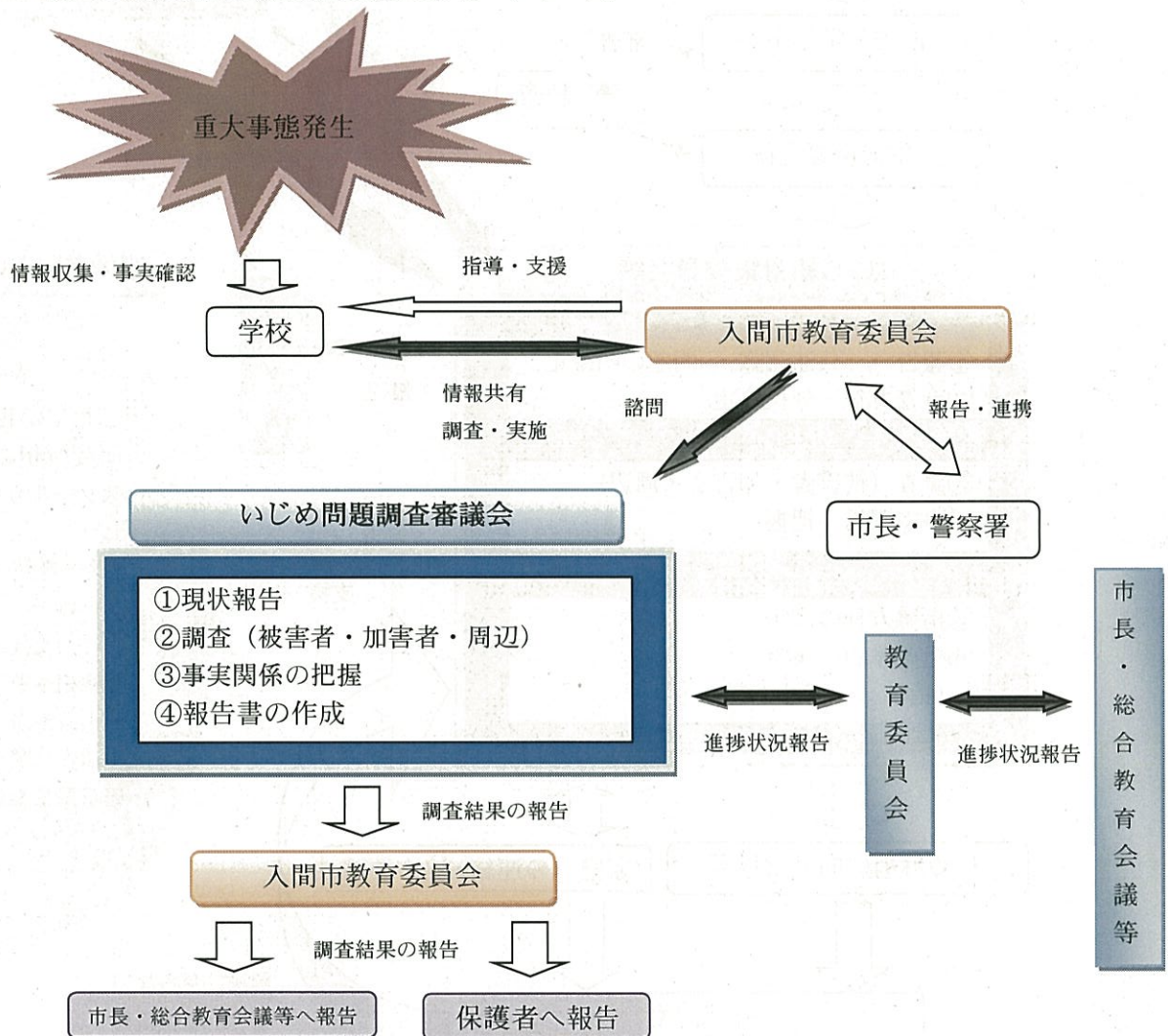




## ■いじめ防止対策推進法第28条（※1）に規定する重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめが原因と疑われる重大事態が発生した場合、学校（校長）は情報収集・事実確認を行い、教育委員会に報告する。
- ②報告を受けた教育委員会は、市長及び警察署に報告するとともに、学校に対し、調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
- ③学校及び教育委員会は、「いじめ対策委員会」等の調査組織を活用し、調査を実施する。但し、学校・教育委員会が主体で行う調査組織に対して、保護者や関係者の理解が得られない場合や、事案の重大性・緊急性に配慮を要する場合は、「いじめ問題調査審議会」において調査する。
- ④審議会は、途中経過・進捗状況も含めた調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は市長及び総合教育会議等に報告する。
- ⑤加えて、教育委員会は保護者に対して、調査により明らかになった経過・事実関係等について説明・報告する。

【いじめ問題調査審議会設置に関するフローチャート】



※1 いじめ防止対策推進法第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

